

大熊町からの避難者につき、日常生活阻害避難慰謝料の増額（平成29年5月まで）、大熊町所在の不動産の価格の一部賠償、墓地移転費用などが賠償された事例。

### 第 3 回 和 解 契 約 書 (全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記（1）の損害項目（下記（2）の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### （1）損害項目

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| ① 財物損害（別紙物件目録1記載の建物）               | 834万0357円 |
| ② 財物損害（別紙物件目録2及び3記載の土地）            | 465万8654円 |
| ③ 財物損害（別紙物件目録1記載の建物内の家財）           | 325万0000円 |
| ④ 墓移転費用等（双葉郡大熊町所在の墓石等の財物に対する賠償を含む） | 136万0000円 |
| ⑤精神的損害（避難慰謝料）                      | 780万0000円 |
| ⑥弁護士費用                             | 76万2270円  |

##### （2）期 間

⑤精神的損害（避難慰謝料）については、平成24年6月から平成29年5月分までの損害

#### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金2617万1281円の支払義務のあることを認める。

#### 3 仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対して、105万円を仮払補償金として支払済みであることを確認する。

#### 4 支払方法

（省略）

#### 5 清算条項

##### （1）損害項目①、②、⑤について

申立人及び被申立人は、申立人が被申立人に対し、第1項（1）に掲げる損害項目①、②及び⑤（同項（2）所定の期間に限る。）については、当該各損害項目記載の損害金額に対する遅延損害金を請求しないことを相互に確認する。但し、当該各損害金額を超える部分に対する遅延損害金はこの限りではない。

##### （2）損害項目③、④、⑥について

申立人及び被申立人は、第1項(1)に掲げる損害項目③、④及び⑥については、それらの遅延損害金も含め、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。但し、同項(1)に掲げる損害項目⑥についての清算条項の効力は、同項(1)に掲げる損害項目①、②、⑤のそれぞれの損害金額を超える部分に対する弁護士費用には及ばないものとする。

#### 6 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月3日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員長 小瀬保郎、仲介委員 高橋英一、同 加藤俊子)